

第13回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成21年7月9日(木)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席者

【委員】

飯島泰委員，岩脇圭一委員，川合昌幸委員，合田篤子委員，新明智子委員，
滝澤多佳子委員，竹林憲明委員，西澤博委員，村田健二委員，渡部圭委員
(五十音順)

【オブザーバー】

津簡易裁判所大西金藏裁判官

【事務担当者】

田中民事首席書記官，荻野刑事首席書記官，伊藤事務局次長，鈴木総務課長，
大橋津簡裁庶務課長，小林総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会あいさつ(津地裁川合所長)，新任委員紹介，委員長の互選，委員長代理の指名等

委員長に川合昌幸委員が選出され，委員長代理として村田健二委員が指名された。

- (2) 前回の委員会で出された意見に対する報告，簡易裁判所の民事事件について裁判官の説明等

- (3) 意見交換(テーマ「簡易裁判所の民事事件について」)の要旨

【委員，裁判所】

民事の通常訴訟事件の新受事件数が増えている原因は何か。

いろいろな原因があると思われるが、実感として、消費者金融に対する過払金の不当利得返還請求事件が増えている。

司法委員とは、どのような人が任命されているのか。

司法委員規則第1条に「司法委員となるべき者は、良識のある者その他適当と認められる者の中から、これを選任しなければならない」と規定されており、弁護士や司法書士、建築士や不動産鑑定士などの専門的知識を有する方のほか、社会経験が豊富な方や地域の事情に詳しい方を選任している。

民事の通常訴訟事件が増えることにより、裁判官の負担、すなわち、裁判官が事件を処理し切れるのかという素朴な疑問がある。今後、もっと司法委員の活用を図っていく必要があると思う。

訴訟代理人が弁護士と司法書士とでは、何か違いが生じるのか。

特に違いが生じるということはない。ただし、事件を地方裁判所へ移送するような場合は、司法書士は地方裁判所の事件の訴訟代理人にはなれないという違いはある。

今回の委員会で説明を受け、初めて、簡易裁判所で扱う各種民事事件の具体的な内容・手続きを知った感がある。こんなに安価で簡便に、短期間でトラブルを解消できるのかといった感じである。ただし、一般国民からすれば、まだまだ認知の割合は低く、もっと国民に対し周知を行う必要があると思う。

簡易裁判所の民事事件の手続周知としては、各種事件等ごとに6種類のリーフレットを作成し、各裁判所に備え置いて窓口相談等に利用しているほか、同リーフレットを三重県、県内警察署、県内労働基準監督署、三重県消費生活センター、法テラス三重、三重弁護士会などに適宜の枚数を送付して手続の相談等に役立ててもらっている。また、津の裁判所の正面玄関入口のところに、モニターを設置し、各種手続教示のDVDを終日放映している。

このほか、どなたにでも簡便に記入できる「定型の申立書」を各裁判所の窓口に備え置いており、同申立書は、裁判所のウェブサイトからも入手が可

能となっている。

裁判所のウェブサイトから入手できる「定型の申立書」については、PDFファイルではなく、そのままデータとして入力できるようなソフトで整備してもらった方が、国民としては使い勝手がよいと思う。

(4) 次回意見交換のテーマ

「裁判員制度について」

(5) 次回期日

平成22年1月28日(木)午後1時30分から午後3時30分